

施策 10

セーフティネットによる生活支援

| | | |
|----|----|--------------------|
| 目的 | 対象 | 生活困窮者、生活保護受給者 |
| | 意図 | 自立して生活をおくことができる |
| | | 健康で文化的な生活をおくことができる |

□ 施策の方向

生活保護に至る前の生活困窮者の早期把握に努め、個々の状態に応じた適切な支援を行うとともに、生活保護制度の適正な運用により健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立に向けて継続的な支援を実施していきます。

□ 施策のポイント

- 生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援や低所得者・離職者支援の推進
- 生活保護受給者の就労支援及び日常生活や社会生活における自立支援の充実
- 行政とハローワークや民間職業紹介事業者との相互連携の強化

基本的取組の体系

施策 10 セーフティネットによる生活支援

基本計画事業

10-1 生活困窮者の自立支援

生活困窮者自立支援事業

p.120

10-2 生活保護制度に基づく適正な保護と自立支援

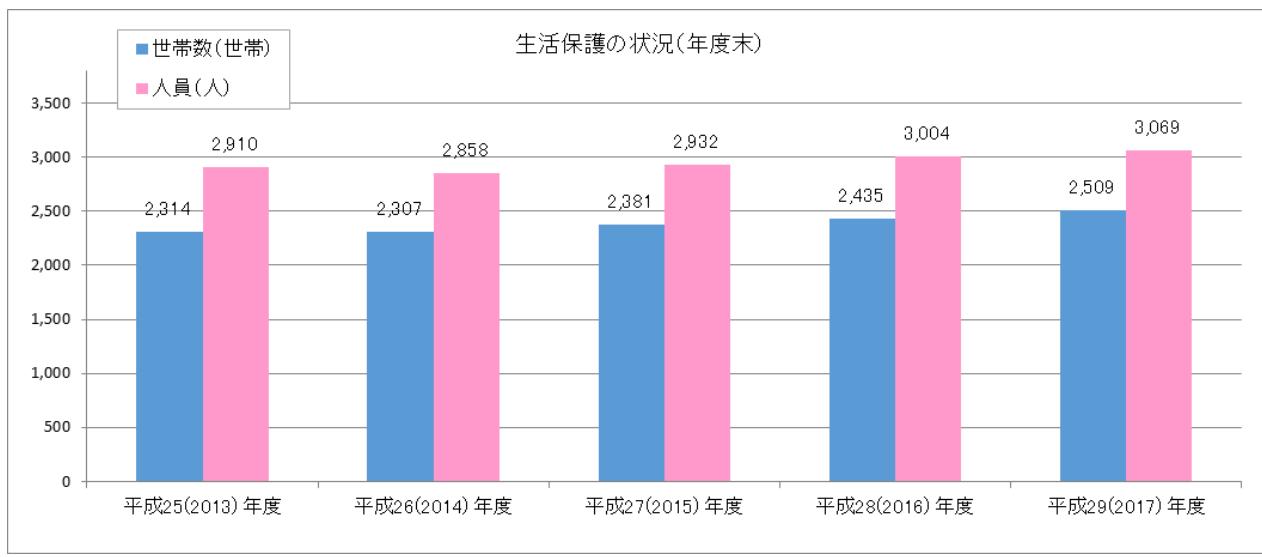
自立支援事業の充実

p.121

□ 現状と課題

- 平成27（2015）年度の生活困窮者自立支援法の施行に伴い設置した、生活保護を受ける前段階にある生活困窮者に対するワンストップ型の相談・支援窓口「調布ライフサポート」において、個々に応じた支援計画を作成し、ハローワークや民間職業紹介事業者と連携を図りながら、就労支援や住居確保支援を行っています。
- 子どもの貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯や生活保護世帯の子どもを対象に、社会福祉協議会が運営する子ども・若者総合支援事業「ここあ」と連携し、子どもの社会的自立に向けた支援を図っていく必要があります。

- 生活保護を必要とする世帯は、近年横ばい傾向で推移していますが、世帯類型別にみると、高齢化の進行等を背景に、高齢者世帯は増加し続けています。



出典：生活福祉課資料

- 調布市では、積極的な訪問活動による生活状況の把握や、面談・カウンセリングの強化などにより、生活保護者の就労支援に重点的に取り組んでいます。引き続き、「自立」の概念を広く捉えて関係機関と連携し、相談支援体制等の充実を図っていく必要があります。
- これまで「漏給防止」、「濫給防止」、「自立支援」を柱に適正な保護を実施してきました。今後も、国の動向を踏まえながら、適正な保護の実施に向けて、最低限度の生活を保障しつつ、自立に向けた支援をより一層図っていく必要があります。



□ 基本的取組の内容

10-1 生活困窮者の自立支援

◆生活困窮者に対する支援

就労・心身の状況、地域社会との関係性など、様々な事情により、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある生活困窮者について、生活保護に至る前の段階の自立支援を図るために、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援を実施します。

◆生活困窮世帯等の子どもの学習支援

生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を行うとともに、生活困窮世帯の子どもとその保護者に対する生活面も含めた支援の充実を図るなど、貧困の連鎖の防止や自立の促進のための取組を推進します。

まちづくり指標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 |
|------------------------|-------------------------|------------------------|
| 就労支援対象者のうち、就労・増収した者の割合 | 87.0% (平成29(2017)年度) | 90.0% (令和4(2022)年度) |

基本計画事業

| No. | 38 | 事業名 | 区分 | 担当課 | 生活福祉課 |
|----------|---|--------------------|--------------------|--------------------|-------|
| 事業の概要 | 生活保護に至る前の段階にある方の自立を支援するため、生活困窮者を早期に把握し、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施します。 | | | | |
| 年度別計画 | 令和元(2019)年度 ○生活困窮者自立支援事業の実施 ・自立相談支援機関の運営 ・住居確保給付金の支給 ・就労準備支援事業の実施 ・家計改善支援事業の実施 ・子どもの学習支援事業の実施 | 令和2(2020)年度 ○継続 | 令和3(2021)年度 ○継続 | 令和4(2022)年度 ○継続 | |
| 事業費(百万円) | 57 | 57 | 57 | 57 | 57 |

10-2 生活保護制度に基づく適正な保護と自立支援

◆生活保護制度の適正運用の推進

生活に困った人の最後のセーフティネットとして、生活保護制度の適正な運用を行います。また、電子レセプトを活用した重点的な点検指導等による医療扶助の適正化や資産調査等の取組を強化します。

◆就労支援の充実

ケースワーカー、専門支援員がハローワーク等の関係機関と連携を図り、生活保護受給者の意向や適性に応じ、一体となって受給者に対する就労に関する相談・支援をします。

◆社会的な自立に向けた体制づくりの推進

生活保護受給者の自立を促すため、ケースワーカーが関係機関と連携しながらきめ細かな訪問活動を実施します。また、子どもの健全育成支援の強化として、生活保護世帯の子どもに対する学習支援に取り組みます。

まちづくり指標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 |
|----------------------------|-------------------------|------------------------|
| 就労支援事業等の参加者のうち、就労・増収した者の割合 | 46.1% (平成29(2017)年度) | 50.0% (令和4(2022)年度) |

基本計画事業

| No. | 事業名 | 区分 | 継続 | 担当課 | 生活福祉課 |
|------------------------|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 39 | 自立支援事業の充実 | | | | |
| 事業の概要 | 生活保護受給者の自立に向けて、支援対象となる受給者の個々の自立阻害要因に応じた自立支援プログラムを策定、適用することにより、受給者に対する必要な経済的自立、日常生活自立、社会生活自立に向けた支援を行います。 | | | | |
| 年度別計画 (令和元(2019)年度) | ○経済的自立に向けた支援 ・就労支援員による支援 ・就労や就労意欲形成に関する支援 ○日常生活自立に向けた支援 ・金銭管理・健康管理に関する支援 ○社会生活自立に向けた支援 ・次世代育成に関する支援 ○自立促進事業の実施 | ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 | ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 | ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 | ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 |
| 事業費 (百万円) | 66 | 66 | 66 | 66 | 66 |

参加と協働の視点

～市民等に期待される役割～

- 市民は、市民同士のつながり、交流を持ち、困っている人がいたら支え合うとともに、必要に応じ支援機関につないでいきます。

多様な主体との連携事例

- 生活困窮者自立相談支援事業（就労支援）（調布ライフサポート）

調布市社会福祉協議会に委託してワンストップ型相談窓口（自立相談支援機関）を設置し、就労その他の自立に関する相談支援や、個々の状況に応じた支援を継続的に行うための個別プランの作成、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うほか、住居確保給付金の支給、就労支援、家計改善支援等を実施することで、生活困窮者の自立を支援します。

【所管課】生活福祉課

【協働のパートナー】ハローワーク府中



<「調布ライフサポート」チラシ>